

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波山村長 木下 喜人

市町村名 (市町村コード)	丹波山村 (19443)
地域名 (地域内農業集落名)	高尾地区 ( 高尾 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

第1次産業の就業割合は急激に減少し、その後も就業割合は同様に推移している。しかし近年では、農林産物直売所や道の駅「たばやま」のオープンに伴い観光客向けの農産物の需要が増大しており、農業生産額も一定の水準を維持している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

将来的にも直売向けの需要が多くなると見込まれる露地野菜、そば、ばれいしょ、大豆、こんにゃく、栗の生産向上に努め、生産者の組織化を図る中で地産地消の取り組みを促進し、農業協同組合を中心に生産技術と加工・流通に対する対策を講ずることにより、農地の保全及び有効利用を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
本村における農業の担い手は高齢2種兼業農家が主体であり、家族経営が主であるが、認定農業者や今後育成すべき農業者の経営目標規模を確保するため、農地の流動化を図り、担い手への農地の集積を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
認定農業者等担い手への農地の利用集積を促進するため、農地中間管理機構の活用を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
クラインガルテン事業などの都市農村交流や農作業体験等を積極的に実施することにより、農業、農村に対する都市住民の意識を高め、多様な担い手確保につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--